

## Ⅱ 重点的な課題と取組み

### 地域包括ケアシステムの理念

今後のさらなる\*高齢化の進展を見据え、高齢者ケアのニーズの増大、単独世帯の増大、認知症高齢者の増加などを背景として、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく提供されるようにするため、地域において包括的、継続的につないでいく仕組み「地域包括ケアシステム」が必要となります。（図Ⅱ－０－１、Ⅱ－０－２ 参照）

図Ⅱ－０－１ 地域包括ケアシステムの理念

#### 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須です。

①医療との連携強化

②介護サービスの充実強化

③予防の推進

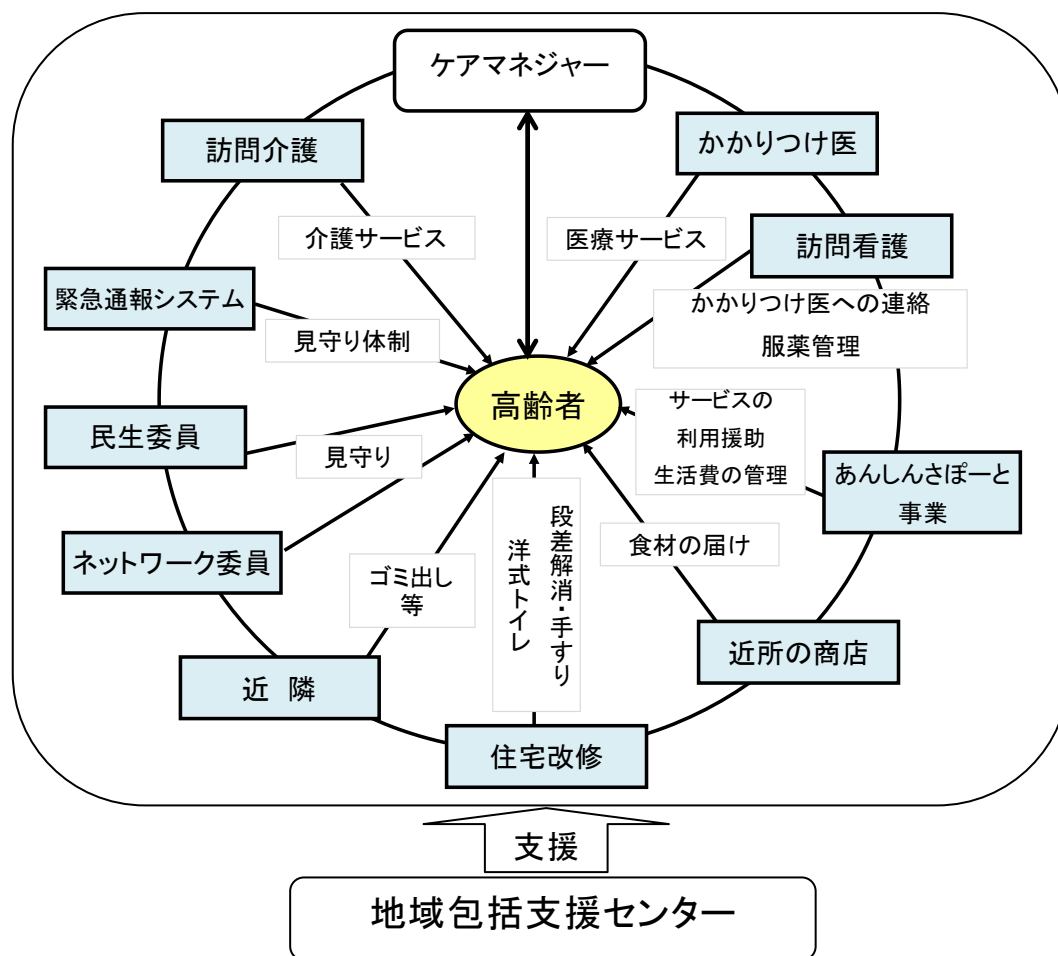
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

（出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 平成23年2月 厚生労働省）

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

図Ⅱ-0-2 地域包括ケアのイメージ図



※あくまでもイメージ図であり、すべての社会資源を反映したものではありません。

※高齢者の状況によっては、医療サービス等は地域レベルを越えたサービス提供が必要となる場合があります。

平成 22 (2010) 年 4 月に地域包括ケア研究会報告書が公表されており、その中で、\*団塊の世代が 75 歳以上となり\*高齢化がピークとなる平成 37 (2025) 年を見据えて、高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本に、出来る限り住み慣れた地域で住宅を基本とした生活の継続を支援することを目指し、

- ・要介護高齢者数の増大を踏まえたサービス全体の量的拡充
- ・単独・夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加、医療と介護の双方を要するものの増大など、要介護高齢者の状態像の変化を踏まえたサービスシステムの機能強化

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

・介護保険サービスや医療保険サービスだけでなく、住民主体のサービスやボランティア活動、セルフケアの取組みなどがそれぞれの役割分担を踏まえながら、有機的に連動して提供されるようなシステムの構築

などが、地域包括ケアシステムの基本認識として示されています。

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを希望する高齢者が、要介護度が重くなっていたとしてもできるだけ生活の場を変えることなく、自ら選択した場所で必要な医療や介護などのサービスを受けて生活をするができるようにするためには、地域包括ケア体制の構築が必要です。

こうしたことから、平成 23（2011）年の介護保険法の改正において、新たに 24 時間対応の「\*定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設され、「\*地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスのひとつとして位置付けられております。

単身世帯の高齢者や重度の要介護の方の在宅での生活を支えるために、本サービスに加え、既存の介護保険サービスとともに、医療保険のサービスや配食や外出支援などの生活支援サービスなどの介護保険外のサービスが相まって提供される地域包括ケアシステムを構築していくことが重要です。

本計画においては、前計画における事業の評価や大阪市の\*高齢化の現状と高齢者の実態も踏まえ、今後 3 年間で重点的に取り組む施策を、「1 高齢者の地域包括ケアの推進」、「2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進」、「3 市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり」、「4 高齢者の多様な住まい方の支援」として設定しました。

---

\*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。